

桑折町立中学校部活動指導員設置要綱（平成30年7月1日教育委員会訓令第3号）

最終改正:令和3年9月27日教委訓令第1号

改正内容:令和3年9月27日教委訓令第1号 [令和4年9月5日]

○桑折町立中学校部活動指導員設置要綱

平成30年7月1日教育委員会訓令第3号

改正

令和2年3月30日教委訓令第2号

令和3年9月27日教委訓令第1号

桑折町立中学校部活動指導員設置要綱

（趣旨）

第1条 桑折町立中学校（以下「中学校」という。）における部活動に対する指導体制の充実を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

（任命）

第2条 指導員は、専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、任用を希望する町立中学校の校長の推薦により、教育委員会が任命する。

（任期等）

第3条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし、その任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし再任を妨げない。

（職務）

第4条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行う。なお、指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げない。

（1）実技指導

（2）安全・障害予防に関する知識・技能の指導

（3）学校外での活動（大会・練習試合等）の引率

（4）用具・施設の点検・管理

（5）部活動の管理運営

（6）保護者等への連絡

（7）年間、月間指導計画の作成

（8）生徒指導に係る対応

（9）事故が発生した場合の現場対応

（10）その他事業遂行に必要と認める事項

（勤務条件）

第5条 指導員は、次の各号に掲げる条件の範囲内において勤務する。

（1）勤務日は、原則として週5日以内とする。

（2）勤務時間は、原則として1日平日は2時間、休日は3時間を限度とし、年間462時間を越えないものとする。

（報酬及び費用弁償）

第6条 指導員の報酬、費用弁償は、桑折町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年桑折町条例第9号）の定めるところによる。

2 指導員に支給する報酬は、月の初日から末日までの分を翌月の15日（その日が休日、祝日にあたるときは、これらの日の前日）に支払うものとする。

（服務）

第7条 指導員は、その職務を遂行するにあたって、法令・条例及び町教育委員会要綱に従い、かつ、教育委員会事務局教育文化課長及び配置された学校の校長（以下「課長等」という。）の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（解職）

第8条 町教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

（1）自己の都合により辞任を申し出たとき

（2）心身の故障のため、職務に耐えられないとき

（3）職務の遂行に必要な適格性を欠くとき

（4）前条に定める服務上の義務に違反したとき

（5）教育委員会が指導員の任用の必要がなくなつたと認めたとき

（災害保障）

第9条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する保障については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年教委訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

---